

120 帝国大学総長をして監督せしめたる私立法律学校は文官

試験試補及見習規則第四条の帝国大学の監督を受くる私

立法学校に該当するものとする件申進

〔明治二十五年十月〕

文部省
文書課 辰專甲三二五号

(注記1)

去ル明治二十一年三月一日付ヲ以テ文官試験試補及見習規則第十七条第三項中私立法律学校ニ関シ文部大臣ヨリ請議相成候節右請議中曾テ当省ニ於テ私立法律学校特別監督条規ナルモノヲ定メ帝国大学総長ヲシテ監督セシメタル私立法律学校之儀ハ文官試験試補及見習規則第四条ノ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校トハ別種ノモノト見做シ有之候処右ハ法文上穩当ナラス候ニ付右帝国大学総長ヲシテ監督セシメタル私立法律学校ハ即文官試験試補及見習規則第四条ノ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校ニ該当スルモノト当省ニ於テ更ニ認メ候間右様御領知之上可然御取計相成度尤前請議ハ既往ノ事ニ属シ又右監督学校ニ係ル件ハ提議之通決定相成タル儀ニモ無之候ヘ共為念此段貴官迄申進候也

明治二十五年十月二十二日

文部次官 辻新次郎

内閣書記官長 伊東巳代治殿

(注記2)

文官試験試補及見習規則第十七条第三項中私立法律学

校ニ関シ省令并閣令發布之義ニ付請議

(注記3) 明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条
第三項ヲ以テ文官タルヘキ者養成上ノ關係ヨリ文部大臣ニ於テ

法律学政治学又ハ理財学ニ係ル私立学校ノ学則ヲ認可スル事ニ
定メラレ候ニ付而ハ差向右私立学校中ノ法律学ニ係ルモノ、学
則認可及監査方ニ関シ別紙ノ通省令發布ニ及フヘク存候然ル処
該省令發布ノ上之二依リテ学則ノ認可ヲ経タル学校ノ卒業証書
ヲ有スルモノハ文官試験試補及見習規則第十七条第三項ニ依リ
高等試験ヲ受クルコトヲ得ルハ勿論ニ候得共其判任官見習トナ
ルニ至テハ其中尋常中学校等ノ卒業証書ヲ有スルモノ、ミ該証
書ヲ有スルノ廉ヲ以テ同則第四条ニ依リテ之カ資格ヲ有スルモ
其他ハ更ニ此資格ヲ有セサル義ニ有之候去レトモ右学則ノ認可
ヲ経タル学校ノ卒業証書ヲ有スルモノハ別紙省令案第四条所掲
ノ通充分普通学ノ力ヲ有シ其上同案第三条所掲ノ専門学科ヲ修
了シタルモノニ付尋常中学校等ノ卒業証書ヲ有スルモノニ比シ
其学力ノ高キコトハ申迄モ無之又文官試験試補及見習規則中所
掲ノ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校ニ就テハ現今未タ其制
無之随テ之ニ該当スル学校一モ無之候得其他日其制ヲ定メテ之
ヲ実施スルコトアルモ此学校ハ専ラ判任官タルヘキモノヲ養成
スルヲ目的トスルモノニ付彼高等官タルヘキモノヲ養成スルヲ
目的トスル学校即チ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学
ヲ教授スル私立学校ニ比シ其程度ノ卑低ナルヘキハ顯然タル次
第二有之要之程度低キ学校ノ卒業生ハ文官試験試補及見習規則
ニ依リ無試験ニテ判任官見習タルコトヲ得ルモ程度高キ学校ノ
卒業生ハ然ルヲ得ス就テハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ

法律学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スルモノハ高等試験
ヲ受クルコトヲ得ルノ外兼テ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法學
校ノ卒業証書ヲ有スル者同様判任官見習ヲ命セラル、コトヲ得
候様致度將又従来当省ニ於テ司法省ト協議ノ上判事候補者養成
ノ見込ヲ以テ帝国大学特別監督条規ナルモノヲ設ケ帝国大学ニ
於テ監督致サセ居タル私立法律学校数箇所アリ該校卒業生中優
等者ハ司法省官吏立合ノ上帝国大学ニ於テ更ニ試験ヲ行ヒ其及
第者ハ司法官候補者タラシメタル制規ニ候処右監督之儀ハ今般
廃止致候得共其従前卒業シタル者ノ学力ハ渾テ判任官タルニ堪
ユヘキモノト認メ候ニ付明治廿年七月七勅令第三十七号文官試験試
補及見習規則ニ依リ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校卒業証
書ヲ有スル者ト同一ノ資格ヲ得セシメ度仍テ別紙ノ通省令發布
相成度右省令并閣令發布ノ儀併而請閣議候也

明治廿一年三月一日

文部大臣

内閣總理大臣宛

追テ政治学理財学等ヲ授ル私立学校ハ目下其学則ヲ認
可シ文官試験試補及見習規則第十七条第三項ノ資格ヲ
有セシメ候必要ナシト認候ニ付右ニ関スル規則ハ当分
制定セサル見込ニ候条此段為念申添候也

閣令 号

明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則中帝国大
学ノ監督ヲ受クル私立法学校ノ卒業証書ヲ有スル者ニ関スル規
定ハ同則第十七条第三項文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法

律学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者ニモ適用スルモノトス又従前文部大臣ヨリ帝国大学総長ヲシテ特ニ監督セシメタル私立法律学校ニ於テ右監督ヲ廃止セシ前ニ卒業シタル者ハ明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則中帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校ノ卒業証書ヲ有スル者ト同一ノ資格ヲ有スルモノトス

内閣総理大臣

(注記4) 明治廿五年十月卅一日

(注記6)

内閣書記官長 花押

内閣書記官

(多田) (佐藤) (案田)

文部次官通牒従前帝国大学総長ヲシテ監督セシメタル私立法律学校ノ卒業証書ヲ有スル者文官試験試補及見習規則第四条ニ関スル件
右高覧ニ供ス

(朱書) 法制局議案

文部大臣請議文官試験試補及見習規則第十七条第三項私立法学校ニ関スルノ件審査スルニ其主意ハ文官試験規則第十七条第三項ニ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則云々トアルニ依リ差向キ法律学ニ係ルモノ、学則ヲ認可スルニ就テハ其学校ノ課程ヲ卒業シタルモノハ文官試験規則第十七条ニ依リ高等試験ヲ受クルコトヲ得ルモ第四条卒業証書ヲ有スル者ノ如ク無試験ニテ判任官見習トナルヲ得サルノ不都合アルニ付第十七条第三項ノ卒業証書ヲ有スル者ニハ第四条ヲ適用シ又従前文部大臣ヨリ帝国大学

総長ヲシテ特ニ監督セシメタル学校ハ今回其監督ヲ廃スルニ付該監督中ノ卒業証書ヲ有スル者ハ文官試験規則第四条ノ資格ヲ得セシメント云フニ在リ因テ文官試験規則第四条ノ資格アル者ト第十七条第三項ノ資格アル者ト其学業ヲ比較スルニ前者ノ低クシテ後者ノ高キハ無論ナルニ前者已ニ無試験ニテ判任官見習トナルコトヲ得ハ後者モ亦然ルコトヲ得セシムル方然ルヘシ然レトモ第十七条第三項ノ資格アル者ヲシテ無試験ニテ判任官見習トナルコトヲ得セシムルトキハ同条第二項第四項ノ資格アル者モ亦同様ナラシムヘキナリ因テ此際右第二項第三項第四項ノ資格アル者共ニ判任官見習トナルヲ得ル旨閣令相成可然ト認ム但文官試験規則第四条中帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校トアルハ即チ特別監督条規ヲ設ケテ監督セシメタル学校ヲ指スモノナレハ右監督中ノ卒業証書ヲ有スル者ニ就テ発令スルノ必要ヲ視ス

閣令案

閣令第 号

明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条第二項第三項第四項ノ資格アル者ハ普通試験ヲ要セス判任見習ヲ命スルコトヲ得ヘキモノトス
年 月 日 内閣総理大臣

(朱書) 私立法律学校特別監督条規摘要 (明治十九年八月廿五日決定)

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘ

キモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ毎定期試験後二週間内ニ其成績表ヲ製シ校主ヨリ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝国大学総長ニ於テ優等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ試験ヲ為スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付スヘシ

(朱書)

文官試験試補及見習規則

第四条 官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県立学校及帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校及司法省旧法学校ノ卒業証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコトヲ得

第十七条 高等試験ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ

- 一 丁年以上ノ男子
- 一 外国ニ於テ大学校又ハ之ト同等ナル学校ノ卒業証書ヲ有シ又ハ三年以上其学科ヲ修学シタル旨ヲ証明スル証書ヲ有スル者
- 一 文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者
- 一 高等中学校及東京商業学校ノ卒業証書ヲ有スル者
- 一 五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者

貴翰拝読致候陳者帝国大学総長之監督ヲ受クル学校之卒業生之

儀ニ関シ御問合之趣巨細致承知候右者監督条規第七条之卒業生ノミナラス監督条規ノ支配ヲ受ケテ卒業セシ者ハ都テ試補及見習規則第四条ニ該当スルモノト認メタル次第ニ候間右様御承知被成下度貴答奉此段申進候

十月廿九日

柴田書記官殿

敬具
誠治拜

(注記1)

(瀨戸)

(注記2)

〔廿一年三月文部省請議写

但閣議決定ニ至ラス其假消滅ニ属シタルモノ〕

(注記3)

〔以下参照〕

(注記4)

〔文乙四三二〕

(注記5)

〔花押官職〕

(注記6)

〔函〕

〔公文類聚第十六編 明治廿五年卷三十一〕 2A, 11, 617